

宇治市のかいごほけんだより

2024年4月 No.46
発行 宇治市介護保険課
〒611-8501 宇治市宇治琵琶33
電話番号 22-3141(代)
URL <https://www.city.uji.kyoto.jp/>

宇治市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定しました



この計画の詳しい内容について

計画書・説明動画はこちら



計画がめざす姿(基本理念)

「すべての高齢者が住み慣れた地域において、健やかに、生きがいを持って、安心して暮らすことができる地域社会の形成」の下で、総合的に取り組むため、以下の5つの柱を掲げ、連動して施策を展開していきます。

柱1 在宅生活・看取り期までの在宅ケアを支える体制づくり

【施策1】在宅医療・介護連携の推進 **重点**

①日常の療養支援、②入退院支援、③急変時の対応、④看取りの4つの場面における医療と介護の連携した対応による在宅ケア体制の構築と提供

【施策2】介護をしている家族等への支援

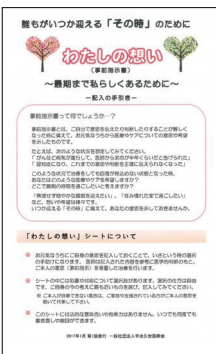
介護をしている家族等の不安を解消し、身体的・精神的負担を軽減

【施策3】在宅生活の支援の充実

地域で安心して暮らし続けられるよう、見守り・住まい・移動に関する課題に対し、庁内連携・地域や民間企業等との協働で推進

【施策4】介護サービス基盤の整備

認知症の人や医療ニーズの高い人などの介護ニーズに対応するため、地域密着型サービスの整備・普及を促進



わたしの想いシート (事前指示書)



介護知識・技術習得教室



介護者リフレッシュ事業

柱2 社会参加による介護予防とフレイル対策の推進

【施策5】生涯現役社会の構築と積極的な社会参加による介護予防の推進 **重点**

社会的に活躍できる場所があり、健康で生きがいある日常生活を継続できるよう社会資源の整備を促進

【施策6】介護予防・健康づくりの習慣化に向けたセルフマネジメントの推進

生活機能の維持・向上のために、高齢者一人ひとりの自主的な介護予防や健康づくりの定着を促進

【施策7】フレイルからの改善と介護予防による自立支援の推進 **重点**

身体機能が低下した人への早期かつ適切な介入により、自立した生活を取り戻す



宇治市発行情報冊子『生きがい探しのすすめ』



住民主体型通いの場(通所B)

宇治市は、支援が必要になっても、高齢者の尊厳が守られ高齢者がその人らしく生活ができるよう、国が示す5つの構成要素に、「生きがい」と「社会参加」を加えた「宇治方式地域包括ケアシステム」の推進を図っていきます。

宇治方式地域包括ケアシステムの実現



計画の構成を大幅に変更しました!

基本理念の達成のための宇治市の取組だけでなく、高齢者ご本人や地域、専門職などのそれぞれの主体が取り組んでほしいことや、知っていただきたいことを、わかりやすく紹介しています。ぜひ計画書をご覧ください!(右上のQRコードよりアクセスできます。)

わたしのアクション	本人(高齢者)	地域(地域住民、自治会、民生委員・児童委員、施設・企業等多様な主体)	専門職(医療関係者、介護関係者等)
看取りや在宅医療に対する理解を深める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
家族や親しい人と人生会議をする。(わたしの想いシート等を活用し、もしもの時のために自らが望む医療やケアについて前もって話し合う)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
自らの心身の状況に合わせて、子どもの見守りなど、地域の中で役割を持つ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
「くらしの便利帳」などで、在宅生活を継続するための支援を知る	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
自分が望む医療やケアについて、若い世代から考える機会をもつ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
本人や介護者を地域で支える取り組みを知る	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
見守りを兼ねて積極的なあいさつなど地域のコミュニケーションを図る	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
在宅医療・介護連携をすすめるため、多職種により現状の把握と課題抽出に努める、解決のための対応策を検討する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
本人が望む在宅でのケアプランを立てる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

コラム 地域包括支援センターって?

地域包括支援センターは、宇治市が設置する高齢者総合相談窓口です。高齢者のみならず、住み慣れた地域で健やかに安心して生活していきたいよう、健康・介護・福祉などの相談に対応しています。また、高齢者支援・地域づくりの充実を目指しています。業務でのご相談が難しい場合は、訪問での対応も可能です。お気軽にご相談ください。

市内8か所に設置

地域包括支援センターは、身近な高齢者に近い総合相談窓口として市内8か所に設置し、高齢者支援・地域づくりの充実を目指しています。業務でのご相談が難しい場合は、訪問での対応も可能です。お気軽にご相談ください。

【居住地区について】居住地区は、お住まいの地域によって分かれています。自分の住む地域の相談できる場所を知ってください。

柱3 地域における認知症との共生

【施策8】地域における認知症との共生 **重点**

○普及啓発・理解促進

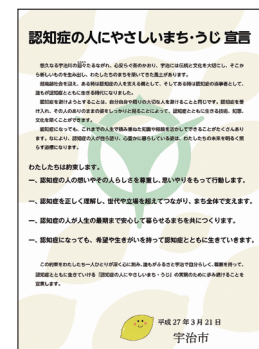
認知症に対する正しい意識の普及啓発や認知症ケアパスの普及・活用

○認知症バリアフリーの推進

認知症の早期支援に向けた相談体制の充実、認知症高齢者が社会参加するための支援及び認知症の人や家族が安心して暮らし続けるための支援

○認知症の予防に効果的な活動の習慣化を促す情報発信

認知機能低下予防のための情報発信や介護予防教室の開催



認知症の人にやさしいまち・うじ宣言



れもんカフェ(認知症対応型カフェ)

柱4 地域ネットワークの充実

【施策9】地域における包括的な支援の充実 **重点**

地域包括支援センターを中心に関係機関と連携して対応するため、相談支援体制のより一層の強化

【施策10】生活支援体制整備の推進

多様な主体による活動の立ち上げや継続支援を実施し、暮らしをよくするための仕組みづくりを推進

【施策11】権利擁護の推進

成年後見制度の利用促進や中核機関の設置の検討等、権利擁護体制の充実高齢者虐待の未然防止や早期発見・対応につなげるための啓発を実施

【施策12】災害・感染症発生時における支援体制の充実

防災に関する情報提供や意識啓発、災害時に備えた取組への支援感染症発生時の支援・応援等の連携体制の整備

柱5 介護保険制度の持続性確保

【施策13】介護人材の確保・定着・育成 **重点**

将来にわたっての介護人材の確保・定着・育成や現在の介護従事者の負担軽減につながる情報発信

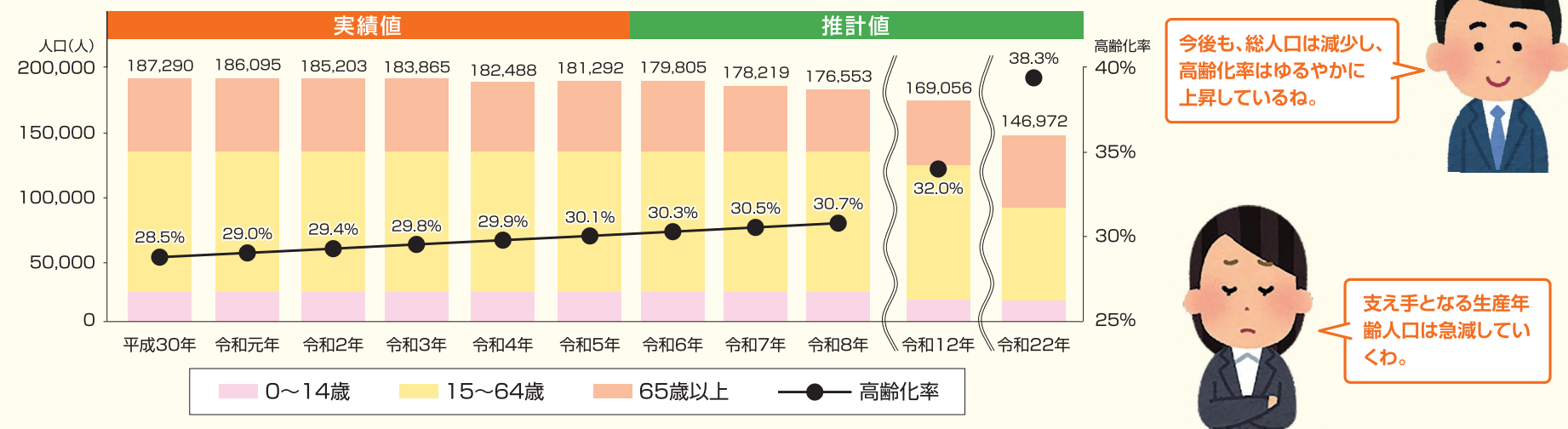
【施策14】要介護認定・給付の適正化

認定調査の質・生産性の向上と利用者の自立支援につながるケアプラン点検等の実施



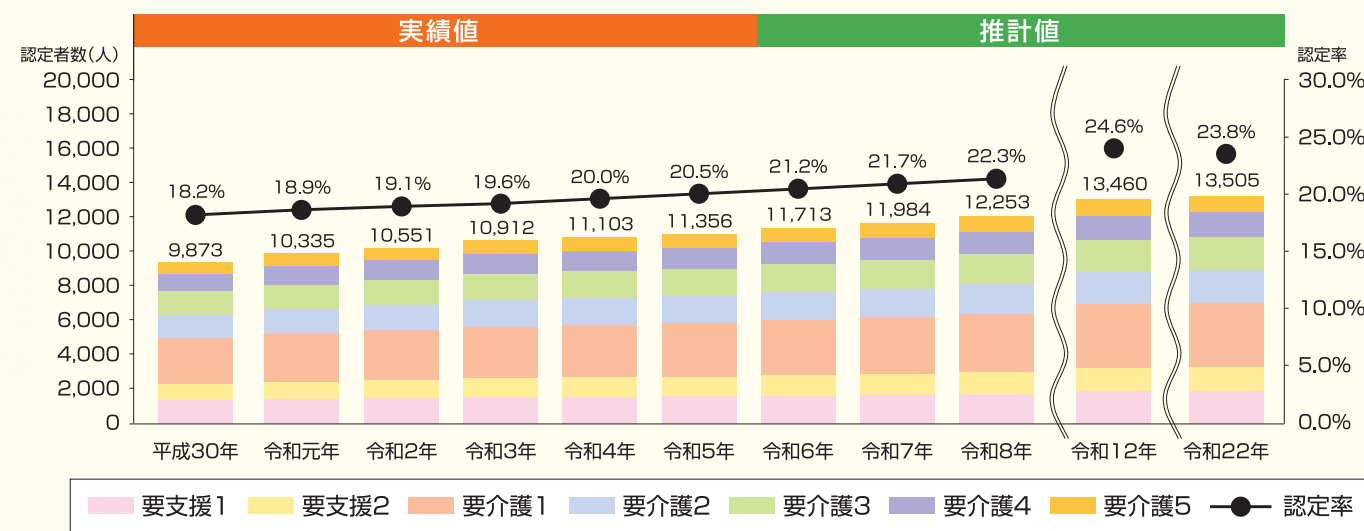
高齢者を取り巻く「現状と未来」

総人口及び年齢3区分別人口の推移・推計



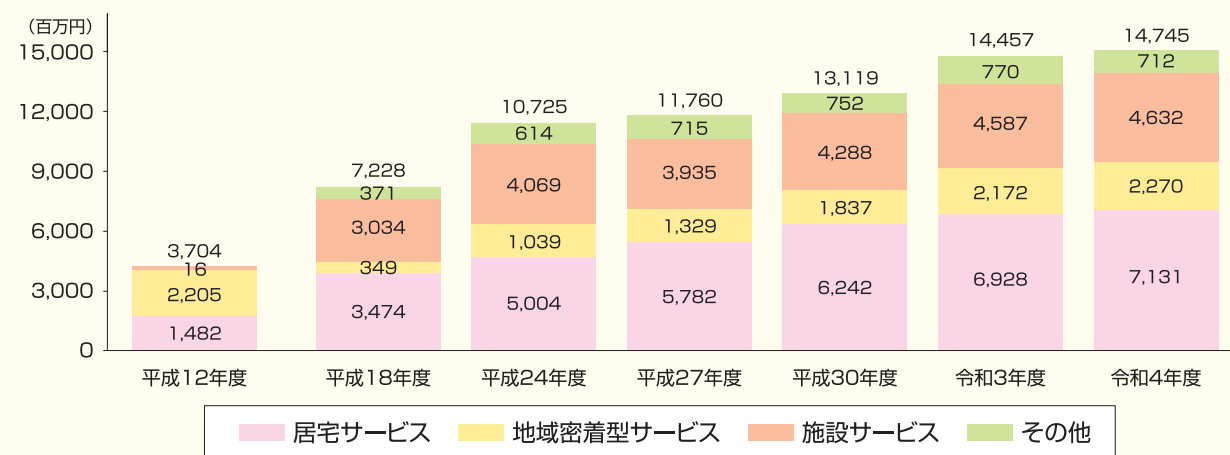
※各年10月1日現在・住民基本台帳
 ※令和6年以降は、平成30~令和5年の各年10月1日時点の住民基本台帳人口の推移を基に推計しています。

要介護・要支援認定者数の推移・推計



※認定者数は各年9月末現在、第1号被保険者数は各年10月1日現在
 ※令和6年以降は、男女別・年齢別認定率を予測し、人口推計値に掛け合わせて推計しています。
 ※認定者数には第2号被保険者(40~64歳)を含みますが、認定率は65歳以上の認定者数/第1号被保険者数です。

保険給付費の推移



保険給付費の総額は、年々増加を続けていて、介護保険制度が創設された平成12年度に比べると、令和4年度は約4倍の147億円になるわ。

こうした背景を踏まえ、年齢を重ねても意欲を失わず、その人らしい生き活きた生活を送ることができるまちを目指し、『宇治市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画』を策定し、今後3年間の高齢者施策の方針を示しています。

地域包括支援センターをご存じですか？

地域包括支援センターは、宇治市が設置する高齢者総合相談窓口です。高齢者のみなさんが、住み慣れた地域で健やかに安心して生活できるよう、健康・介護・福祉などの相談に応じています。主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師などの専門職が連携して、65歳以上の高齢者の支援を行います。

- 健康・介護・福祉などの相談に対応します
- 介護予防や健康づくりを支援します
- 高齢者の権利を守る活動をしています(高齢者虐待や成年後見制度のことなど)
- 高齢者が暮らしやすい地域をめざしています



令和6年4月からの第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料が決定しました

●第9期(令和6~8年度)の介護保険料

保険料段階	対象者	基準額に対する割合	保険料額(年額)
第1段階	●生活保護受給者		
第2段階	●生活保護受給者以外 ●前年の本人の公的年金等収入額※2)とその他の合計所得金額※3・4)の合計が80万円以下	0.25	17,700円
第3段階		0.35	24,780円
第4段階		0.65	46,020円
第5段階	●前年の本人の公的年金等収入額※2)とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える	0.80	56,640円
第6段階		0.80	56,640円
第7段階	●前年の本人の公的年金等収入額※2)とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	基準額※5)	70,800円
第8段階		基準額※5)	70,800円
第9段階	●前年の合計所得金額が125万円以下	1.10	77,880円
第10段階		1.30	92,040円
第11段階	●前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満	1.65	116,820円
第12段階		1.95	138,060円
第13段階	●前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満	2.10	148,680円
第14段階		2.25	159,300円
第15段階	●前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満	2.40	169,920円
第16段階		2.55	180,540円
第17段階	●前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満	2.70	191,160円
第18段階		2.95	208,860円
第19段階	●前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満	2.95	208,860円
第20段階		2.95	208,860円
第21段階	●前年の合計所得金額が600万円以上750万円未満	2.95	208,860円
第22段階		2.95	208,860円
第23段階	●前年の合計所得金額が750万円以上900万円未満	2.95	208,860円
第24段階		2.95	208,860円
第25段階	●前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満	2.95	208,860円
第26段階		2.95	208,860円
第27段階	●前年の合計所得金額が1,000万円以上	2.95	208,860円
第28段階		2.95	208,860円

※1：老齢福祉年金 ……明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や他の年金を受給できない人に支給される年金。
 ※2：公的年金等収入額 ……国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等の非課税年金は含まず。
 ※3：合計所得金額 ……純損失または雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額(特別控除をした金額)、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得額及び退職所得金額の合計額。
 ※4：その他の合計所得金額 ……上記※3の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した金額。給与と所得が含まれている場合は、当該給与と所得の金額(所得金額調整控除の適用がある場合は、控除前の金額)から10万円を控除する。
 ※5：基準額 ……各保険料段階において保険料を決める基準となる金額。

市役所職員を名乗った還付金詐欺にご注意ください

電話で、金融機関の情報を聞き出したり、金融機関のATM(現金自動預払機)に誘い出したりして、携帯電話で振込操作を指示し、犯人の口座に現金を振り込ませる「還付金詐欺」が多発しています。市役所からは次のような電話はかけません。絶対にありません。電話内容(例)
 ○医療費または保険料の還付金について○月○日に通知を送ったが、手続きがなく、期限を過ぎてしまったので連絡した。
 ○還付をするので、今すぐ携帯電話を持って金融機関のATMに行ってください。
 ○銀行の担当職員から連絡をさせるので、銀行名を教えてください。

このような電話があれば、市役所担当課へご相談ください。

▼詳しくはこちらから▼



まずはお気軽にご相談を

身近な高齢者にかかわる相談窓口として市内8か所に設置し、高齢者支援・地域づくりの充実を目指しています。来所での相談が難しい場合は、訪問等での対応も可能です。お気軽にご相談ください。
 ●相談日時 / 月~土曜日、午前9時~午後5時(祝日・年末年始除く) ※高齢者虐待の通報のみ、時間外及び日曜・祝日・年末年始も受け付けています。
 ●相談窓口 / お住まいの地域を担当する地域包括支援センター ※市内を東宇治北、東宇治南、南部・三室戸、中宇治、横島、北宇治、西宇治、南宇治の8つの地域にわけて担当しています。担当センターについては、市長寿生きがい課へお問い合わせいただくか、市ホームページでご確認ください。
 ●費用 / 無料